

平成28年度要望に対する回答

〈小学校部会・中学校部会〉

1 教職員の増員について

(1) 教職員の増員について

毎年教職員の増員を要望していますが、病欠の代理教員を教頭や教務主任がしている現状ですので岡山市の学校の実態に応じた加配については早期に対応をお願いします。また、中学校においては教科担当の先生が不在になる場合は迅速な対応をお願いします。また、近年先生方もいろいろな研修を受けていると思いますが、子ども達に対する指導面等についてさらに充実を図り優秀な人材の確保と採用・配置をお願いします。

(学事課・岡山市教育研究研修センター)

回答

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律をもとに、県が教員定数を定め配置されています。加配等の配置については、学校の実情を踏まえながら継続して、国へ定数増の要望をしていきたいと考えております。代員の講師につきましては、県内の他の教育委員会と連携して、確保に努めています。

また、研修では、教職員の実態やニーズを踏まえながら、子ども達の学習や生活の指導に役立つ実践的な研修等を実施しています。

今後とも、優秀な人材の確保に努めるとともに、研修の充実を一層図っていきます。

(2) 教職員採用について

今年度から岡山市独自の採用試験を実施するとうかがっています。岡山市の教職員選考の特色についてお示してください。昨今、公務員における事件が多発しており県下においても例外ではありません。教職員として相応しい人材の採用を要望いたします。(学事課)

回答

岡山市では、岡山っ子育成条例を基盤とし地域協働学校や岡山型一貫教育等の取組を推進しており、『自立する岡山っ子』の育成を図るために、「情熱・力量・人間力」のある教員を求めています。

教員採用候補者選考試験の特色としては、「小中連携推進」区分を設けたことです。小学校・中学校両校種で勤務できる力量を有し、将来的に岡山型一貫教育を推進しようとする情熱のある人材を確保することを狙いとしています。

また、試験内容としては、従来の集団面接に代えて新たに「集団活動」を実施いたしました。この試験は、多面的に人物を評価できる有効な試験方法であると考えており、豊かなコミュニケーション能力や、他者と協調できる人間力のある人材を確保するためのものです。

今後も『自立する岡山っ子』の育成を推進する優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えています。

(3)学力の向上について

学力調査における岡山市の平均正答率は全国平均・岡山県平均を中学校・小学校共に下回っています。前年度との比較においては改善されたものをあります。教職員の方々は日々、熱意ある指導を行って頂いておりますが、より一層の学力向上についての取り組みをお示しく下さい。(指導課)

回答

子どもたちの学力の定着を図ることは、学校教育の重要な責務であると考えており、「基礎的・基本的な知識・技能の定着、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の向上」を図るために、よりよい授業づくりや補充学習・家庭学習の充実を図っています。

各学校においては、学習する内容を明確にする「めあてを示す」ことと、学習したことを整理する「まとめを行う」こと、「自分で考え、表現する場をつくる」ことを徹底した授業づくりを行っています。

教育委員会では、新たな取組として教員が岡山市の子どもの課題を踏まえて問題作成した独自の学力調査である「岡山市学力アセス」を実施します。この調査結果の分析をもとに、教員が子どもたちの学力の状況を把握し、子どもたちの学習改善や教員自らの授業改善に生かしていきます。

2 いじめ・不登校・暴力行為・問題行動への対応について

(1)いじめ防止対策について

昨年度「スクールカウンセラーについてすべての中学校区で2名配置とし、配置されていない小学校は同じ中学校区のスクールカウンセラーに相談することができる体制となっています」と回答をいただきました。相談状況、特にスクールカウンセラーが配置されていない小学校からの相談状況についてお示しく下さい。今年度も引き続きスクールカウンセラーの増員と、配置校および配置時期をお知らせくださるようお願いします。(指導課)

回答

スクールカウンセラーの配置のない小学校では、中学校区のカウンセラーに依頼して相談をしている中学校区と、いずれかのカウンセラーが月に1回程度定期的に訪問している中学校区があります。昨年度の相談実績は10,778件(前年度比36%増)で、そのうち小学校は5,782件(前年度比69%増)と大きく伸びています。この件数に、配置のない小学校への相談件数も含まれています。

スクールカウンセラーは、平成7年度の2校から年次的に配置校を増やしており、昨年度より中学校区2名体制、計74校への配置となりました。有資格者の確保が難しい状況の中で配置を拡大してきたこと等をふまえ、本年度より市内のスクールカウンセラーの中から7名(小学校3校、中学校4校)をスーパーバイザーとして配置し、経験の少ないスクールカウンセラー等に指導・助言を行う体制をつくりました。

今後は、相談のニーズをふまえた効果的な配置の見直しやスクールカウンセラーのスキルの向上を図り、市内の相談体制の充実を図って参りたいと考えています。

3 子ども達の安全確保(危機管理)について

(1) 普通教室の冷房設置について

昨年度「中長期的な財政状況を踏まえ、設置方法や事業手法等について研究する必要があると考えています」と回答をいただきました。研究内容および研究結果をお示ください。

(学校施設課)

回答

児童・生徒の学習環境の観点などから、エアコン設置については重要な課題であると考えており、現在、他都市の設置内容や事業手法等についての研究を進めているところです。

(2) 防災用品について

災害発生時用の備品について、昨今段ボール製のつい立てや簡易型寝台が市販されています。備品内容および数量の基準、また、食糧品等の衛生管理はどうされているのかお示ください。学校園で管理するのであれば、生徒児童を対象とした数量が妥当と思われますが、基準をお示ください。(危機管理室、教育企画総務課)

回答

市民自らの命を守るためには家庭内での食料備蓄が大変重要で、少なくとも家族で3日分の食料を確保、可能であれば1週間分の確保をお願いしているところです。

岡山市では、市民が被災のため備蓄物資を持ち出せないなどの場合を想定し、補完的かつ広域的な備蓄体制を確保するため、岡山市備蓄計画に基づき、平成25年度から備蓄を進めており、体育館が避難所として指定されている小中学校へは、空きスペースを利用した分散備蓄を進めています。分散備蓄として小中学校へ備蓄しているものは食料、水、毛布などの5品目で500人分を基本としています。また、賞味期限のある食糧品等は期限内に入れ替えるなど、適正管理に努めています。

(3) 防犯カメラ設置について

昨年度「学校及び教育委員会で防犯カメラを設置することは困難であるため、地域の方々の防犯パトロール等のご協力を得ながら、学校ごとに登下校の安全対策に努めています」と回答をいただきました。地域の方々のご協力も限りがあることから、引き続き地域と連携して防犯カメラの設置をお願いします。なお抑止力の観点からダミーカメラ設置もあわせて検討をお願いします。(就学課)

回答

通学路の安全等のため町内会が設置する防犯カメラにつきましては、学校管理上支障がない限り、学校敷地内へ設置することは、現在も行っており、今後とも地域の皆様との連携協力を図り、防犯対策に努めてまいります。

なお、校内を撮影する目的の防犯カメラは現段階では考えておりませんが、抑止力の観点からダミーカメラの設置は、各学校の状況を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

(4)避難場所に指定された学校屋上への柵の設置について

昨年度「避難場所として屋上部分に手摺りを設置することは考えていません。今後、屋上の柵の必要につきましては、危機管理担当課と協議が必要となります。」と回答をいただきました。協議結果をお示ください。また、津波の高さは最大3m程度と想定されておられるようですが、その場合でも避難場所に指定されていれば高さを求めて児童生徒のみならず地域の方々が避難された場合に安全が確保できません。危機管理上、一刻も早く対応をお願いします。

(学校施設課)

回答

危機管理室の見解として、一般的に屋上への柵の設置については、浸水等で校舎避難時に孤立した場合に屋上からの救出も想定され、最小限の避難行動ができるスペースに防護柵の設置が望ましいとのことでした。今後、校舎が避難所と指定されれば新築、改築及び増築については危機管理室と案件ごとに屋上避難の必要性の有無も含め協議を行うこととします。

(5)通学路の安全確保について

児童生徒が安心して通えることを前提に各地域に通学路が設置されています。

しかし、その通学路においてガードレールが設置されておらず、用水路などへ落下する事故が多発しているにも関わらず、設置されないと聞き及んでいます。児童生徒が安心して通える通学路として市内全域の危険箇所の早期改善と改修期日をお示しくださるよう要望いたします。(指導課)

回答

岡山市の学校では、毎年通学路点検を実施しており、見直しを行った通学路を教育委員会に報告しています。また、町内会などの地域の方、道路管理者(区役所)、警察等の関係機関と学校、教育委員会が連携して実施している通学路の合同点検は、5年間で岡山市内全小中学校の通学路における危険箇所を点検しています。

用水路への転落の危険性も含めて、登下校時に心配な箇所については、合同点検の際に要望していただくと、道路や施設・設備の設置改修等、具体的な対応につながります。また、緊急に対策が必要な危険箇所については、教育委員会まで個別に連絡いただければ、その都度関係機関と連携して対応策を検討します。

4 スマートフォンの取り扱いについて

昨年度「ルールやマナーについて子どもたちが話し合い、保護者等とも意見交換を重ねながら、生徒会等で提案書を取りまとめ、それをもとに各家庭のルールを親子で話し合う場を設けるという取組を進めております」と回答をいただきました。

実際に生徒会を中心に話し合い、ルール策定が進んでいますが、教育委員会としての見解をお示しください。(指導課)

回答

岡山市の小中学校では昨年度、全ての学校で提案書が取りまとめられましたが、各学校では様々な工夫が行われ、児童生徒が主体となった取組となりました。

P T Aの皆様におかれましては、提案書の作成に当たって内容の検討や、児童生徒との話し合い等への参加等、この取組にご理解とご協力をいただきありがとうございました。また、提案書をもとに各家庭でのルールづくりが行われ、実効性のある取組となったことも、保護者の皆様の参画なくしてはできなかったことです。

スマートフォン等の機器については、位置情報を利用したゲームが配信され全世界的に話題になる等、まさに日進月歩で進化しています。そのような世界で生きていく子どもたちにとって、自らを律するためのルールやマナーを自分たちで形成していくことは非常に意義深いものと考えておりますが、私たち大人の理解と、正しい方向性を共に考えるという姿勢が必要不可欠です。今後とも、ご理解とご協力をお願いいたします。